

# 確定申告に行こう！

2月18日(月)～3月15日(金)  
受付時間／8時45分～17時30分

※営業・譲渡申告のある方は16時までに来庁ください

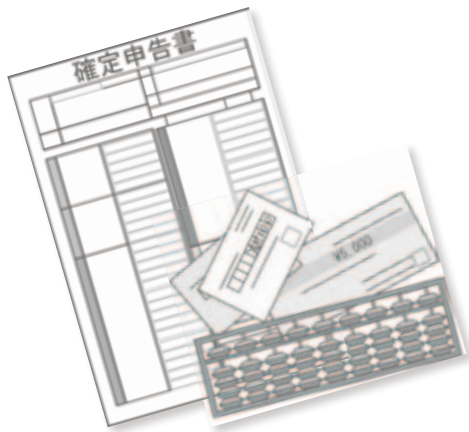
## 確定申告って 時間がかかりそう

確定申告は、確かに時間がかかるものです。しかし、必要な書類をきちんと自分で準備してまとめ、計算が必要なものは計算してから臨むことで、早く済ませることが出来ます。

例年よくあるのは、必要書類が全てそろっていないため書類を取りに戻る、または後日申告となるケースです。必要書類の代表的なものとしては、給与・公的年金の源泉徴収票、生命保険料控除・地震保険料控除の証明書があります。

対象となる書類はどちらも、10月1月ころに勤務先、または保険会社から受け取る書類です。全ての書類をなくさないように保管し、申告の際にお持ちください。なくしてしまった場合は再度請求して、書類をそろえてから申告に臨むようにしてください。

また、医療費控除の計算をしていないため、計算して出直すこととなったり、その場で計算したため時間がかかり他の方を待たせてしまったりといったケースが多くあります。医療費控除は、対象となる領収書を受診した方ごと、さらに医療機関ごとにまとめて小計・合計を計算してきていただくことにより、確認が簡単に済み、時間がかかりません。(下図参照)入院手術などで生命



保険会社などからの給付金があった場合は、その金額を差し引いた金額が対象となりますので、給付金の金額が分かるようにしてお越しください。また、今年度から始まった小学生の医療費助成制度のポイント分も、前述の給付金と同様に取扱われます。

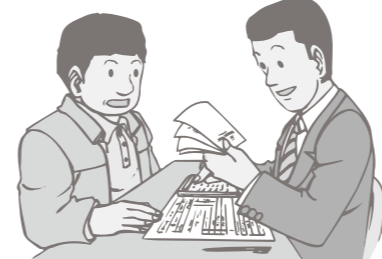
営業や不動産の申告をする方は、事前に収入金額のほか、領収書や経費を整理して、一度収支内訳書にまとめてから臨みましょう。法律の改正があり、平成26年分の申告からは、全ての事業主が帳簿をつけて5年間は保存しなければならぬとされました。収支をまとめておられない場合は他の方を長時間待たせてしまうこととなりますので、まとめてから後日、申告をお願いいたします。

必要なものは準備し、まとめて、手早く申告を済ませましょう。

## どうして確定申告が 必要なの

確定申告とは、1年間に生じた全ての収入から経費を引いた所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、その年に納めなければいけない所得税の過不足を清算する手続きです。勤務先で年末調整をして既に所得税を清算している方など、一部の方を除いては必ず確定申告をしなければなりません。

昨年中の所得を申告するものとして、確定申告と住民税申告の2つがあります。両方とも昨年の所得を計算して申告するものですが、確定申告は国の税金である所得税を計算するために申告するもの、住民税申告は翌年度に課税される住民税を計算するために申告するものです。

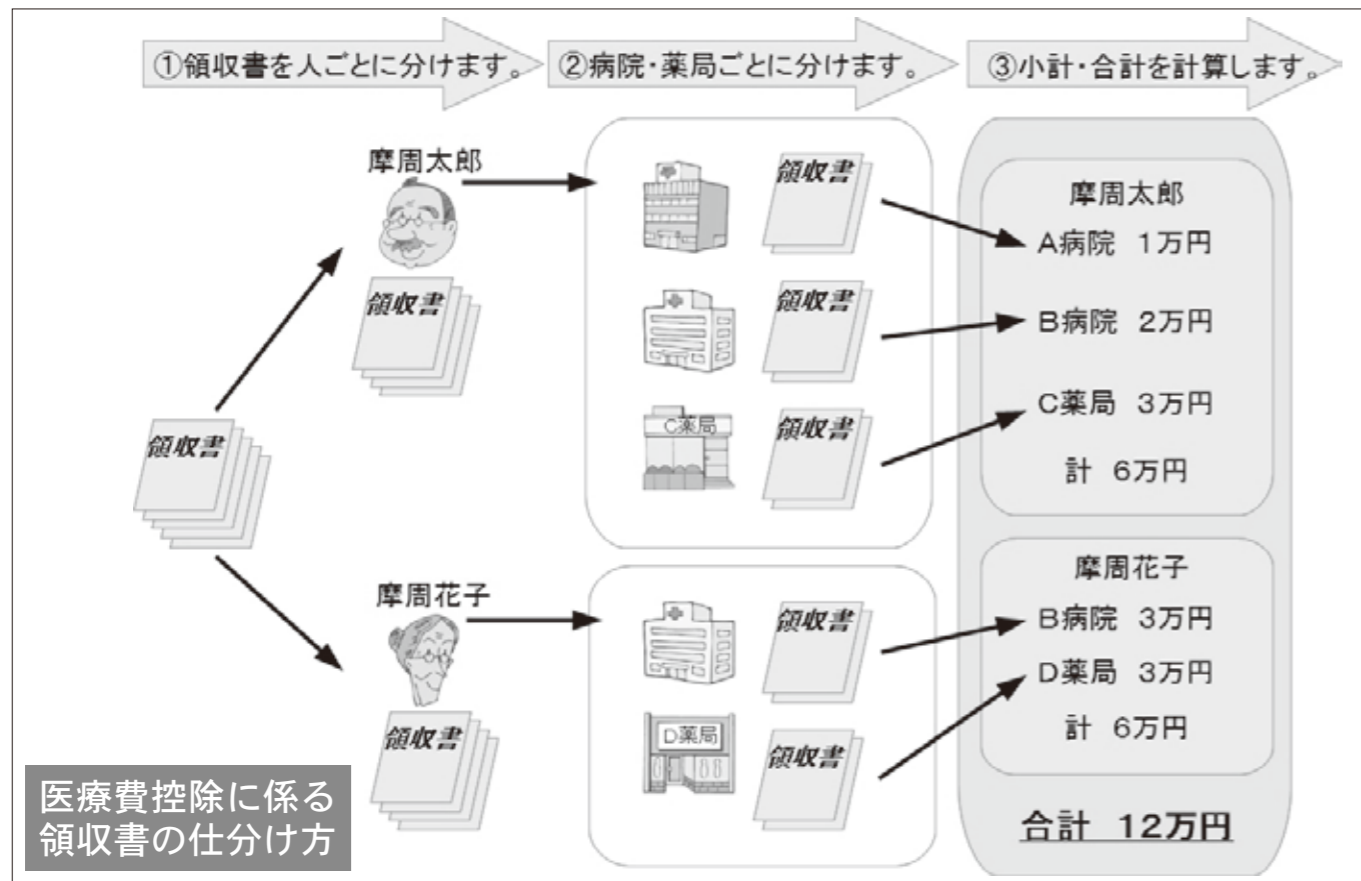


本来はそれぞれ申告しなければならぬのですが、確定申告をした方はその内容で住民税申告をしたものとして

取り扱われるため、住民税申告をする必要はありません。これまで確定申告しかしたことがないという方も、実際は住民税申告もしていることになっていきます。

所得税法の改正により昨年から、年金収入が400万円以下の方で他に20万円までの所得がない方は確定申告の必要がなくなりました。これは、あくまで所得税の確定申告が必要なくなっただけですので、住民税申告はしなければなりません。年末調整をしている方などでも、医療費控除がある場合、扶養控除・社会保険料控除に追加がある場合は申告しなければ控除されませんので、確定申告の義務がなくても申告した方が有利になる場合もあります。

所得の申告をしない方は、そもそもどれだけの所得があるのか、もしくは所得が全くなのかということと自分が分かりません。そのため、所得がない方や少ない方が受けられる公的サービスや税などの軽減も、所得の判断ができないために受けられないこともあります。また、所得が分からないため、所得証明書などの証明書が発行されません。ですから、確定申告・住民税申告で所得の申告をする必要があるのです。



## 確定申告って 難しいぞう

確定申告には複雑な法律の規定が数多くありますが、要点を押さえればそれほど難しいものではありません。

毎年誤りの多い医療費控除と、今年改正のあった生命保険料控除について説明します。

### 〈医療費控除〉

**Q** 市販薬は医療費控除の対象になりますか？

**A** 市販薬も医薬品の場合、基本的には医療費控除の対象になります。ただし、病気の治療を目的としたもの、一般的な使用量を超えないものが対象です。例えば医薬品であっても、健康増進や疾病予防のために購入したビタミン剤などの類、自己判断により購入したもので治療と明確に判断できないものについては該当になりません。

**Q** 通院のための交通費は医療費控除の対象になりますか？

**A** 交通費は、公共交通機関（バス・電車）を使用した場合のみ対象となります。その場合は、領収書が発行されませんので、利用した日、金額を必ずメモするなどの準備ができてきたら

## 準備ができてきたら お早めに

確定申告・住民税申告の日程についてですが、弟子屈町役場では2月18日(月)から開始となります。

釧路税務署では、既に確定申告の受け付けを開始していますので、お急ぎの方はそちらで申告してください。

確定申告の受け付け終了は、3月15日(金)です。必ず期限内に、忘れずに申告してください。

川湯支所でも、2月23日(土)・24日(日)に受け付けします。川湯地区の方や、土・日曜日にしか都合がつかない方は、こちらをご利用ください。

平成25年からは、平成23年の法律改正により決定した「復興特別所得税」の徴収が始まります。給与収入がある方は、平成25年1月1日以降に支払われる給与から、所得税の額の2.1%相当額が、東日本大震災の復興施策を実施するための財源として源泉徴収されることとなります。そのほか、平成25年分の確定申告から復興特別所得が課税され



知ください。

どしてお持ちください。タクシーを使った場合は、緊急時で公共交通機関を使わないことやむを得ないなど、限られた条件で対象となります。自家用車で移動した場合のガソリン代などは対象にはなりません。自家用車で移動したものを、公共交通機関に置き換えて控除できるわけではないので、ご注意ください。

**Q** いくら以上かかると医療費控除の対象となるの？

**A** 医療費控除の対象額は、所得の5%か10万円の、どちらか少ない方を超えた部分が対象となります。

所得が200万円以上の方は、10万円以上の部分が対象となります。具体的には、給与収入のみの場合は約311万円以上の方、年金収入のみの場合は約317万円以上の方がそれぞれ、10万円以上の部分が控除対象の医療費となり、それ以下の方は、所得に応じて下がった下限額以上の部分が控除対象の医療費となります。

### 〈生命保険料控除〉

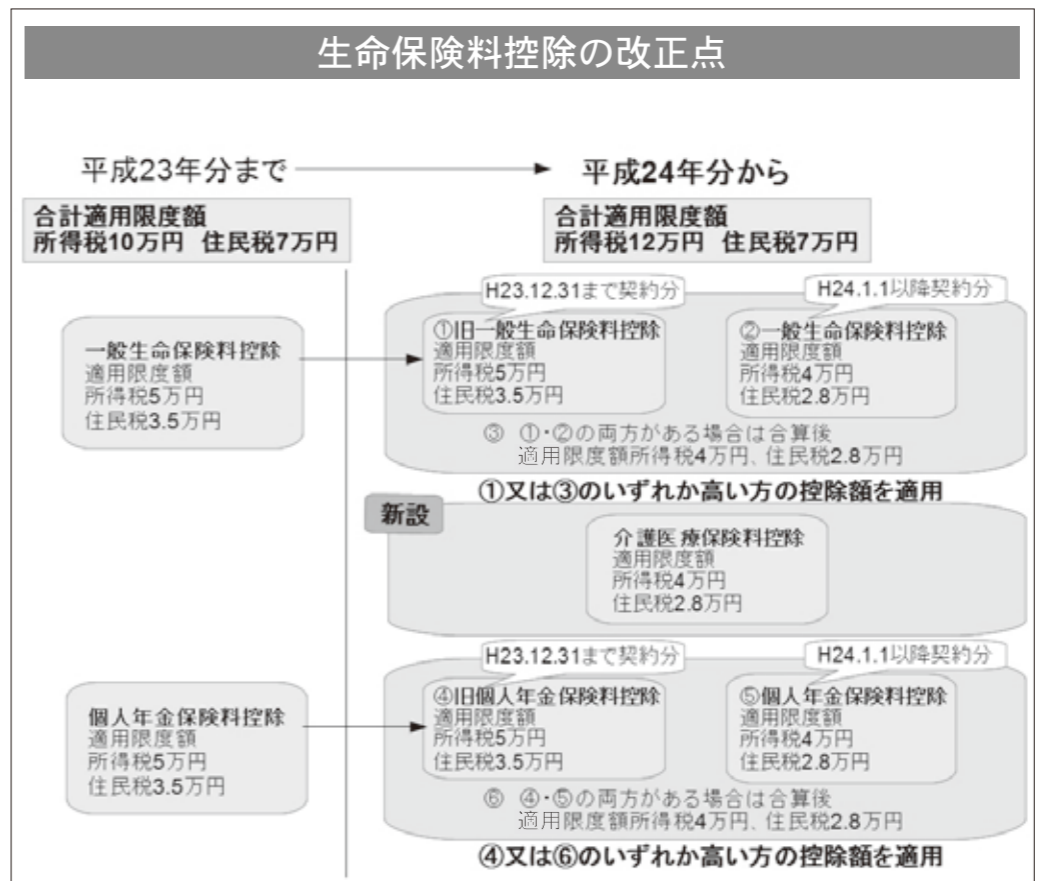
平成24年分確定申告の対象となる法律改正として、一番大きなもの

が生命保険料の改正です。

(左図参照)

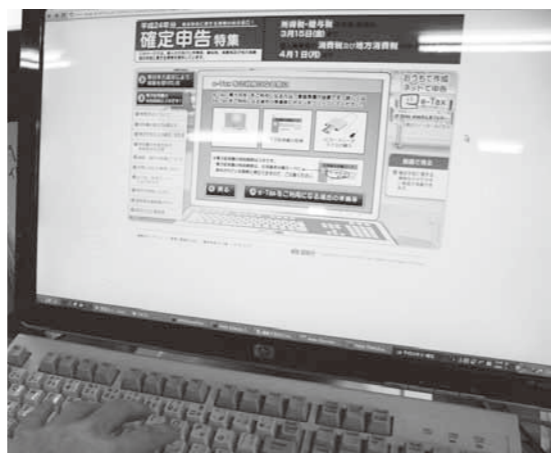
生命保険料控除は、これまで一般の生命保険料と個人年金保険料の2種類で、それぞれ上限が5万円、合計10万円までが所得控除対象でしたが、新たに、平成24年1月1日から契約を結んだ介護医療保険料

が加わり、3種類となりました。上限についてはそれぞれ4万円、合計で12万円までに変更になりました。ただし、平成23年12月31日までに結んでいる旧契約にかかる上限は5万円(合計は12万円)のままです。で、お間違えのないようにしてください。



### 釧路税務署での確定申告

- ▶会場 釧路税務署(釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎2階)
- ▶会場開設期間 1月28日(月)～3月15日(金)
- ▶受付時間 月～金曜日(祝日を除く)の9時～17時  
※混雑の状況により、長時間お待ちいただく場合があります。
- 問い合わせ先 釧路税務署 ☎0154-5100まで。



### おうちで作成 ネットで申告e-Tax

e-Taxとは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出掛けることなく、所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができるというものです。

①国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から直接送信できます

自動計算で便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書を、自宅からe-Taxで直接送信できます。

※確定申告書等作成コーナーは「確定申告」で検索してください。

②最高3,000円の税額控除を受けることができます

平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Taxで法定申告期限内に行うと、所得税額から最高3,000円の電子証明書等特別控除を受けることができます。

※平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回。

③添付書類の提出や提示を省略できます

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容(病院などの名称・支払金額など)を入力して送信することで、これらの書類の提出や提示を省略できます。

※税務署から書類の提出、または提示を求められることがあります。

④還付金を早く受け取ることができます

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。

(3週間程度に短縮)

⑤24時間いつでも利用可能です

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

この機会にぜひ、e-Taxをご利用ください。

手続きなどの詳しい内容は、e-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

問い合わせ先/役場税務課課税係 ☎482-2914(課直通)